

はじめに

この被害者の手引(サポートブック)は、刑事手続や各種支援制度、相談窓口のほか、被害後のこころと身体への影響などについて説明しています。

被害者の手引(サポートブック)の中で分からない点がある場合は、犯罪被害者支援室にご相談ください。

埼玉県警察 犯罪被害者支援室
(連絡先はP.23)

埼玉県警察ホームページには「犯罪被害者支援」に関する各種相談窓口や制度、被害者の手引(サポートブック)などが掲載され、スマートフォンなどでも閲覧できます。



埼玉県警察のホームページアドレス

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kurashi/higai/index.html>



犯罪被害者支援→
ページ



「サポートブック」→

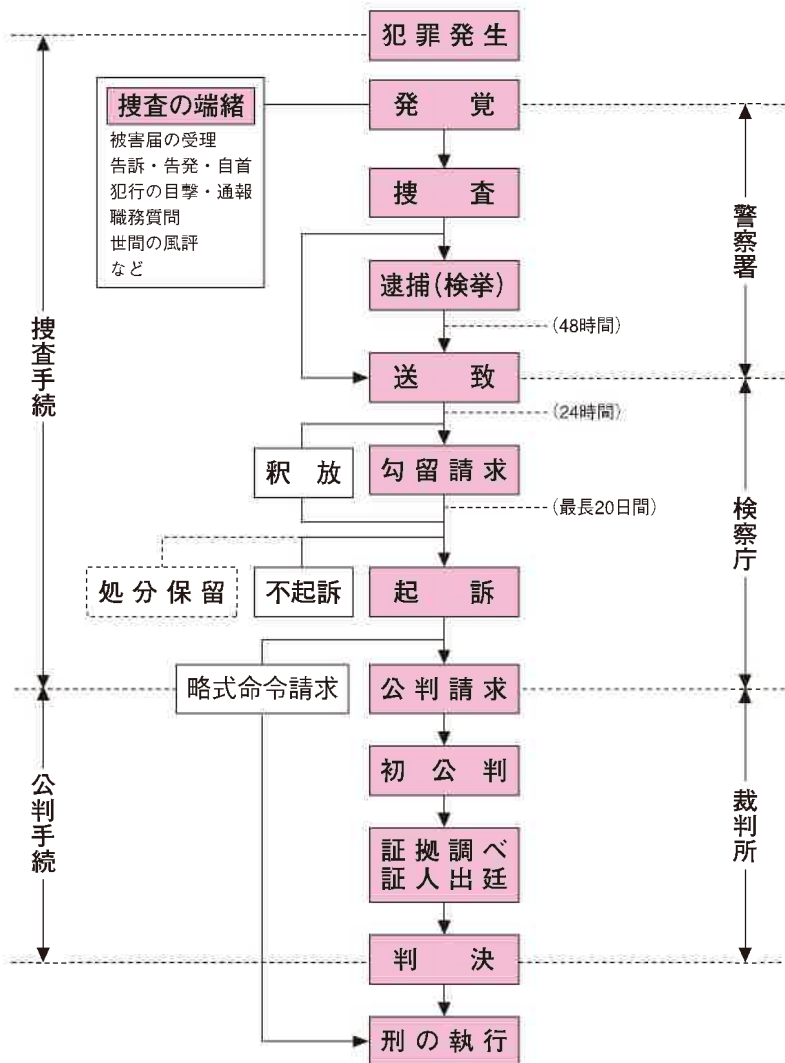


目 次

1 刑事手続の流れ	3
① 犯人が 20 歳以上の場合	
② 犯人が 14 歳以上 20 歳未満の場合	
③ 犯人が 14 歳未満の場合	
※ 捜査へのご協力をお願い	
2 警察による被害者支援	9
① 被害者連絡制度	
② 臨床心理士によるカウンセリング	
③ 公費支出制度	
④ 犯罪被害給付制度	
⑤ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度	
3 精神的被害への支援 ～カウンセリングのご案内	11
4 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	12
○ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	
○ 埼玉県防犯・交通安全課（分室）被害者支援担当	
○ 埼玉県警察犯罪被害者支援室	
5 医療・福祉・生活に関する支援	14
6 関係機関の支援制度	16
① 法務省の各機関等による通知等制度	
② 裁判における支援制度	
③ 少年犯罪で利用できる支援制度	
④ 交通事故で利用できる支援制度	
⑤ ひき逃げ事故等で利用できる支援制度	
7 相談窓口一覧	23
① 警察	
② 他機関・民間	
③ 交通事故関係	
④ 市町村犯罪被害者支援総合的対応窓口	

1 刑事手続の流れ

<犯人が20歳以上の場合>



＜犯人が20歳未満の場合＞



刑事手続の流れ

① 犯人が20歳以上の場合

※ 犯人が少年（20歳未満）の場合は、P 6 からの「犯人が14歳以上20歳未満の場合」「犯人が14歳未満の場合」をご覧ください。

捜 査

捜査段階では、罪を犯したと疑われる犯人のことを、被疑者（ひぎしや）とといいます。被疑者は必ず逮捕される訳ではなく、逮捕せずに捜査をする事が原則とされています。ただし、被疑者が逃亡したり、証拠を隠滅するおそれがあるなどの事情があれば、裁判所から令状の発付を受けるなどして逮捕する場合があります。

逮捕した場合、48時間以内に、被疑者の身柄と捜査状況を記録した書類や証拠を検察官（警察官とは違います）に送ります。検察官は引き続き被疑者を拘束する必要があると認めた場合、裁判所に請求をします。裁判所が請求を認めると、最長20日間拘束されることになります（全ての事件で20日間拘束されるものではありません）。

被疑者を逮捕しない場合は、被疑者を呼び出して取調べるなどし、捜査が終結した段階で捜査状況を記録した書類や証拠を検察官に送ります（在宅送致又は任意送致と言われます）。

起訴／不起訴

検察官は捜査の結果や証拠物、被疑者や関係者の供述状況などを検討して、被疑者を裁判にかけると決定します。裁判にかけるとを起訴（きそ）、かけない場合を不起訴（ふきそ）とといいます。

犯罪が明白であるときでも必ず起訴しなければならないものではなく、検察官は、被疑者の情状や犯罪の軽重等を考量して起訴・不起訴を決定します。

また、逮捕されたから必ず起訴されるものではなく、一方、身柄不拘束であっても起訴される場合があります。

刑事手続の流れ

裁判（公判）

起訴された被疑者を被告人といいます。裁判(公判)が開かれると、事案に応じて被害者が証言したり、証拠が提示されるなどされ、最後に判決が言い渡されます。

検察官又は被告人側のどちらか一方でも、判決に不服がある場合は、高等裁判所に訴えること(控訴:こうそ)もあります。裁判にかかる期間(判決までの期間)は、事案によって様々です。

② 犯人が14歳以上20歳未満の場合

14歳以上の少年は、20歳以上の者と同じように捜査します。

懲役・禁錮等にあたる罪の場合は、警察から検察官に事件を送り、検察官における補充捜査が終わると、検察官は、処分についての意見をつけて、事件を家庭裁判所に送ります。

一方、罰金以下の罪の場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送ります。

なお、特定少年(犯行時18歳、19歳)の事件は全ての事件を検察庁に送ります。

③ 犯人が14歳未満の場合

14歳未満の少年は、法律上、罰することができないため、警察で調査をします。逮捕はできません。

調査の結果を児童相談所に通告するほか、家庭裁判所の審判に付すべきと判断するときは、児童相談所に送ります。

児童相談所では、児童福祉法上の措置(児童自立支援施設への入所など)をとるほか、家庭裁判所での審判が必要と判断した場合は事件を家庭裁判所に送ります。

家庭裁判所に送られた少年は、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

刑事手続の流れ

※ 捜査へのご協力のお願い

事情聴取

被害状況や犯人についてお聞きます。時間がかかる場合や何度も様々な角度から確認することもあります。事実を明らかにするため、必要がありおたずねするものですのでご理解ください。

実況見分・再現見分の立会

実況見分は、犯罪や交通事故があった場所を特定したり、犯行に使われた物を計測するなどし、記録することで、犯罪等を立証する証拠とします。正確に行なわれたことを証明するため、立ち会っていただき、説明をお願いすることがありますので協力をお願いします。

証拠品の提出

事件に関係する物は、事実を立証する証拠として提出していただくことがあります。提出していただいた物は必要に応じて検察庁に引き継ぐため長期間お預かりする場合があります。早期に返還を希望される場合等は担当警察官へご相談ください。

犯人か否かの確認

犯人の可能性のある人物がいた場合、犯人に間違いはないか、警察署でその人物の顔や姿を確認していただくことがあります。相手方からは見えない特殊な鏡を使いますので、犯人と直接顔を合わせることはありません。

また、何枚かの顔写真の中から、犯人の写真が含まれているか、確認していただく場合もあります。犯人を特定するうえで重要な捜査ですので協力をお願いします。

刑事手続の流れ

検察官からの事情聴取・裁判への出廷

警察から検察官に事件を送致した後、検察官から、改めて被害の状況や犯人についてお聞きすることがあります。これは、検察官による聴取は証拠としての扱いが異なるためです。また、証人として裁判に出てほしいと求められることもあります。

民事訴訟を検討している方へ

警察で証拠化した捜査資料(警察が撮影したケガの状況や電子メールやSNS等の送受信履歴等)は、後に提供することはできません。

民事訴訟等で裁判所への提出を見込む場合は、ご自身でも、ケガ等を写真撮影するなど資料の保存・記録化をお願いします。

MEMO :

2 警察による被害者支援

① 被害者連絡制度

被害にあわれた方のご希望に応じて、担当警察署より次のような連絡をしています。

- ・ 捜査状況(捜査に支障がない範囲)
- ・ 犯人の検挙状況(逮捕又は任意送致したこと等)
- ・ 犯人の処分状況(送致先検察庁、起訴/不起訴等の処分状況等)

② 臨床心理士によるカウンセリング

被害にあわれた方やご家族、ご遺族の方で、強いショックを受けたリ、悩んでいたりする方のために、臨床心理士によるカウンセリングを行っています。

担当の警察官又は犯罪被害者支援室へご相談ください。

※ 詳細はP11をご覧ください。

③ 公費支出制度

一定の犯罪で怪我をした場合や、性犯罪の被害にあわれた場合に、診断書料、初診料、緊急避妊費用などを警察が支出します。

該当する場合は、担当警察官からご案内しますが、不明な点をご確認ください。

※ 支出要件があり、被害の内容などによって支出できない場合もあります。



警察による被害者支援

④ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重大な負傷や疾病を負ったり、身体に障害が残った被害者の方に対して、国が給付金を支給しています。

ただし、被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

○ 遺族給付金

亡くなられた犯罪被害者の第1順位の遺族

○ 重傷病給付金

療養期間1か月以上、かつ、入院3日以上を要する傷病を負った犯罪被害者本人

○ 障害給付金

後遺障害(障害等級第1級から第4級に該当)が残った犯罪被害者本人

※ 重傷病給付金の傷病がPTSD等の精神疾患の場合は、療養の期間が1か月以上でかつ、3日以上労務に服することができない程度(医師の診断が必要)で該当します。

※ 申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は発生した日から7年を経過したときはできません。

※ 詳しくは、警察庁のホームページ等をご確認ください。

⑤ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により

○ 不慮の死を遂げた日本国民のご遺族に対して「国外犯罪被害弔慰金」

○ 障害が残った日本国民に対して「国外犯罪被害障害見舞金」を支給するものです。

※ 詳しくは、警察庁のホームページ等をご確認ください。

3 精神的被害への支援～カウンセリングのご案内

被害にあった後は、こころと身体に様々な影響があらわれることがあります。

このようなことはありませんか？

身 体

- ☐ 眠れない
- ☐ 朝起きられない
- ☐ 食欲がない
- ☐ 頭痛・腹痛
- ☐ 息苦しい

こころ

- ☐ 被害を思い出してしまう
- ☐ 怖い夢を見る
- ☐ 集中できない
- ☐ イライラする
- ☐ 怖い
- ☐ 緊張している
- ☐ 誰も信じられない
- ☐ 自分が悪かったと思う

生 活

- ☐ 外出できない
- ☐ 被害を思い出させるものや場所などを避ける



※お子さんの場合・・・

- ☐ 赤ちゃん返り（おねしょ、爪かみ、わがままな言動が増える）
- ☐ ひとりでいられず、誰かにそばにいてもらおうとする
- ☐ きょうだいやペットをいじめる
- ☐ 友だちとうまくあそべなくなる

大きなショックを受けた後は、誰でもこのような状態になることがあります、自然なことです。

十分に休んだり、安心できる環境を整えたり、周囲のサポートや支援を受けることで、少しずつ落ち着いていきます。

カウンセリングなどで自分の気持ちを話すことも回復に役立ちます。埼玉県警察犯罪被害者支援室では、臨床心理士によるカウンセリングを行っておりますので、ぜひご相談ください。

4 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

埼玉県では、被害者支援専門の3機関が集まり、一箇所の相談で複数機関の支援を利用できる「ワンストップ支援体制」をとっています。「どんな支援を受けられるのか」「何から相談したらいいのかわからない」という場合はご相談ください。各種支援のほかに、今後の方向性や関係窓口などを探すお手伝いをします。

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター



コバトン

埼玉県防犯・交通安全課(分室) 犯罪被害者支援担当

- 生活上の困りごとに関する情報提供・助言
- 市町村・関係機関との連絡・調整
- 県営住宅の期限付き入居等の調整

埼玉県警察犯罪被害者支援室

- カウンセリング
- 犯罪被害に関する相談
- 刑事手続の説明や付添い支援
- 診断書料等の公費支出



ポッポくん

公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター

- 電話や面接による相談
- 裁判所などへの付添い支援
- 弁護士相談
- カウンセリング



ココロンちゃん

警察のご相談は わんすつつみ

総合対応電話：0120-735-001（フリーダイヤル）

一部IP電話など：048-862-0001（通話料有料）

埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1武蔵浦和合同庁舎(みずがたろ)3階
月曜～金曜(祝休日・年末年始除く)8:30～17:15

援助センターのみ17:00まで

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

○ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター

公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターは、公的機関だけでは対応できない様々な被害者支援を行っている民間団体です。

埼玉県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定され、職員には守秘義務があるため、個人情報外部へもれることはありません。

【活動内容】

- ・電話、面接相談
- ・被害者支援に関する情報提供
- ・直接的支援（警察署、裁判所、病院等への付添いなど）
- ・弁護士相談、カウンセリング

【警察からの情報提供制度】

被害にあわれた方が、繰り返し、被害について話さなくていいように、被害にあわれた方からの同意を得た上で、警察から埼玉犯罪被害者援助センターに以下の点をお伝えします。

- 〔①住所、氏名 ②罪名 ③被害日時 ④被害場所
⑤被害程度、概要 ⑥希望する支援の内容・・・など〕

※早期援助団体とは・・・

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条」に基づき、埼玉県公安委員会により指定された団体で、犯罪被害にあわれた方などが再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的としている団体です。

○ 埼玉県防犯・交通安全課（分室）被害者支援担当

- ・生活上の困りごとに関する情報提供・助言
- ・市町村・関係機関との連絡・調整
- ・県営住宅の期限付き入居等の調整

○ 埼玉県警察犯罪被害者支援室

警察による被害者支援についてはP9をご覧ください。

5 医療・福祉・生活に関する支援

<医療費負担の軽減>

制度	内 容	問合せ先
第三者行為による傷病届等	健康保険証の発行機関に「第三者行為による傷病届」等を提出することで、被害による治療を保険適用で受けることができます。	各健康保険証の発行機関
高額療養費制度	健康保険による自己負担額が、一定額を超えた場合、超えた金額の払い戻しが受けられます。	
高額療養費の貸付(立替)制度	当座の医療費の支払いに困る場合、申請により高額療養費の8割相当額を貸付します。	
限度額適用認定証の利用	高額な医療費がかかる場合、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関などの窓口に提示すると、ひと月の支払額が自己負担限度額までになります。	

<福祉・生活に関する制度>

制度	内 容	問合せ先
ひとり親福祉	母子・父子家庭について、生活や住宅資金等の貸付、医療費助成、就業支援などの支援を受けることができます。	お住まいの市町村役場 (犯罪被害に関する総合的対応窓口) ※P30~31
児童福祉	児童について、各種手当の受給、医療費の助成、就学等の援助、その他生活支援などの支援を受けることができます。	
障害者福祉	障害者について、各種手当の受給、医療費の助成、就労の援助、その他訪問介護やデイサービスなどの支援を受けることができます。	

医療・福祉・生活に関する支援

<福祉・生活に関する制度>

制度	内 容	問合せ先
高齢者福祉	高齢者について、訪問介護、デイサービスや施設入所等の支援を受けることができます。	お住まいの市町村役場 (犯罪被害に関する総合的対応窓口) ※P30～31
生活保護	生活困窮からの自立を促すために、その困窮の程度に応じて、生活扶助や医療扶助などの必要な保護を受けることができます。	
公営住宅の入居	公営住宅の入居について支援を設けている場合があります。	
貸付金制度	収入が無くなったまたは減少して低所得となった世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対しては、無(低)利子での生活福祉資金貸付制度があります。	お住まいの市町村社会福祉協議会
県営住宅の入居	犯罪被害により自宅に住むことが困難になった方への支援があります。 ・県営住宅の入居案内 ・県営住宅の抽選優遇	埼玉県防犯・交通安全課 (分室) ※P25
税法上の救済制度	被害にあわれた方にも個人住民税の計算において適用される所得控除があります。 ・雑損控除 ・医療費控除 ・障害者控除 ・寡婦(寡夫)控除 ・ひとり親控除	最寄りの税務署

<地方自治体の見舞金支給制度等>

一部の地方自治体(市町村等)では、見舞金支給制度、日常生活等支援制度を設けています。対象となる犯罪被害や支給要件等については各自治体によって異なりますので、詳しくは各自治体のホームページ等でご確認ください。

例【見舞金支給制度】

遺族見舞金、重傷病見舞金(療養期間1か月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷等)、性犯罪被害見舞金(不同意性交等罪の既遂被害等)

【日常生活等支援】

家事・介護、一時避難費用、弁護士相談等の支援

<犯罪被害者支援総合的対応窓口>

市町村の「犯罪被害者支援総合的対応窓口」では、医療・福祉サービス、生活相談の案内などの支援が受けられます。

6 関係機関の支援制度

① 法務省の各機関等による通知等制度

被害にあわれた方などが利用できる事件の処分結果や刑事裁判結果、加害者の処遇状況などに関する通知制度等があります。

詳しくは、各問合せ先(P25～)にご確認ください。

被害者等通知制度

被害者等に対して

- ・事件の処分結果
- ・裁判を行う裁判所
- ・裁判が行われる日
- ・裁判結果
- ・犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要など
- ・有罪確定後の犯人に関する事項

などを通知する制度です。

問合せ先：事件を取り扱った検察庁又は担当検察官

刑務所における処遇状況や出所情報等の通知

加害者が刑務所に入った場合に

- ・刑務所における処遇状況
- ・刑務所から釈放される時期
- ・釈放された年月日

などを通知する制度です。

問合せ先：事件を取り扱った検察庁又は担当検察官

心神喪失者等医療観察法の申立てに関する 情報提供

殺人などの重大な犯罪を行った者が、心神喪失等の理由で不起訴処分や無罪などが確定した場合、検察官は入院又は通院の決定を求める審判の申立てを行います。

審判の申立てをしたことについての情報提供を希望される方はお問い合わせください。

問合せ先：事件を取り扱った検察庁又は担当検察官

関係機関の支援制度

心神喪失者等医療観察法の審判に関連する 被害者支援

心神喪失者等医療観察法による、対象者の入院又は通院に関する審判では

- ・被害者やご遺族の方々による審判の傍聴の制度
 - ・被害者やご遺族の方々に対する審判結果の通知の制度
- があります。

審判の傍聴及び審判結果の通知を希望される方は裁判所にお申し出ください。

問合せ先：裁判所

心神喪失者等医療観察法の対象者の 処遇に関する情報提供

心神喪失者等医療観察法の審判で入院決定・通院決定を受けた対象者について

- ・氏名
 - ・処遇段階(入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了)とその開始又は終了年月日及び終了理由など
 - ・地域社会における処遇中の接触状況に関する事項
- などの情報提供を受けることができる制度です

問合せ先：保護観察所

検察審査会への審査申立

被害にあわれた方や犯罪を告訴した人などが、不起訴処分を不服として検察審査会に審査を申し立てることができる制度です。

問合せ先：さいたま第一検察審査会事務局

関係機関の支援制度

② 裁判における支援制度

被害にあわれた方などが、裁判において利用できる制度です。
詳しくは各問合わせ先(P25～)にご確認ください。

制 度	内 容	問合せ先
被害者参加制度	故意の犯罪行為により人を死傷させた事件や、不同意性交等、過失運転致死傷などの被害にあわれた方やご遺族の方は、刑事裁判に参加できます。	検察庁
被害者国選弁護士制度	被害者参加をされる方が、経済的に余裕のない場合、弁護士の援助を受けられるよう、国が弁護士報酬及び費用を負担する制度です。	法テラス
被害者参加旅費等支給制度	刑事裁判に被害者参加人として出席した場合、旅費(交通費)、日当や宿泊費が支給されます。	法テラス 又は 裁判所
優先的傍聴	裁判の傍聴希望者が多い場合、被害にあわれた方などの事前の申出があれば、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮がなされます。	検察庁 又は 裁判所

関係機関の支援制度

制 度	内 容	問合せ先
意見陳述	犯罪被害に関する心情や事件に関する意見を述べることができます。	検察庁
情報の保護	性犯罪等の被害にあわれた方の氏名などについて、裁判で公にしないよう希望できます。	検察庁
裁判で証言する場合の不安等緩和措置	証言の時、不安を軽くする工夫があります。 ○ 証人への付添い ○ ついたて等の遮へい物の設置 ○ ビデオリンク方式の証言 (別室からモニターを通じて証言)	検察庁
刑事事件の記録の閲覧・コピー	第一回目の裁判の日の後から終結までの間、裁判所にある刑事事件の記録を見たり、コピーしたりできます。	検察庁 又は 裁判所
刑事和解	被告人と和解（示談）した場合、被告人と共同で申し立てることで、示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうように求めることができます。 民事裁判を起こさなくても強制執行の手続をとることができます。	裁判所 又は 検察庁
損害賠償命令制度	殺人や傷害などの故意の犯罪行為による被害にあわれた方などが、刑事事件を担当した裁判所に対し、加害者に損害賠償を命じるように求めることができます。	裁判所 又は 検察庁
刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達	被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを受刑中・在院中の加害者に伝える制度です。	矯正管区 矯正施設 (刑事施設、少年院、少年鑑別所)

関係機関の支援制度

③ 少年犯罪で利用できる支援制度

被害にあわれた方などが、申出をして認められた場合、利用できる制度です。

詳しくは各問合せ先(P25～)にご確認ください。

制 度	内 容	問合せ先
意見聴取制度	裁判官や家庭裁判所の調査官に、気持ちや事件についての意見を述べることができます。	家庭裁判所
少年審判の傍聴	故意の犯罪で人を死傷させた事件や過失運転致死傷罪などの事件の被害にあわれた方などは、少年審判の傍聴が認められます。 ※12歳未満の少年の事件は除く。	
少年審判結果等の通知	家庭裁判所から、少年の審判結果等の通知を受けることができます。	
少年事件の記録の閲覧・コピー	審判（少年の場合の裁判）の開始が決定した事件について、事件記録を見たり、コピーしたりできます。	
少年審判後の被害者等通知制度	審判で、保護処分を受けた加害少年の少年院における処遇状況や仮退院審理に関する情報、保護観察中の処遇状況等について通知を受けることができます。	少年鑑別所 又は 保護観察所
心情等聴取・伝達制度	被害に関する気持ちを述べたり、希望があれば少年院在院中の加害者に、その気持ちを伝えたりすることができます。	少年鑑別所

関係機関の支援制度

④ 交通事故で利用できる支援制度

制 度	内 容	問合せ先
自動車保険 制度	＜自動車損害賠償責任保険＞ (自賠責保険) 自動車の持ち主等が加入を義務づけられている保険で、支払限度額があります。物損被害は対象になりません。 請求は加害者からだけでなく被害にあわれた方からも事故を起こした自動車が契約している保険会社などにできます。	相手の保険会社
	＜任意保険＞ 自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険です。被害にあわれた方などからも請求できます。保険会社等へお問い合わせください。	各自の保険会社 相手の保険会社

MEMO :

関係機関の支援制度

⑤ ひき逃げ事故等で利用できる支援制度

ひき逃げ事故や無保険・盗難車による事故の場合、自賠責保険から救済が受けられないことがあります。このような被害にあわれた方に対し、政府が損害の補償を行う制度です。各損害保険会社などで請求手続きを行ってください。

制 度	内 容	問合せ先
政府保障 事業	○法定限度額 死 亡：3,000万円 後遺障害：75万円～4,000万円 （後遺障害等級により定められている） 傷 害：120万円 ※健康保険等による給付がある場合や、被害にあわれた方に重大な過失がある場合等はその額が減額されます。 ○請求できる方 被害にあわれた方（死亡、重度後遺障害等で本人が請求できない場合は法定相続人など） ○請求できる期間 死 亡：死亡日から3年以内 後遺障害：症状固定日から3年以内 傷 害：事故発生日から3年以内	各損害保険 会社など



7 相談窓口一覧

① 警察

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
犯罪被害に関する相談、こころの悩み	犯罪被害者支援室 ☎ 0120-381858	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:15
犯罪被害給付制度	犯罪被害者支援室 ☎ 048-832-0110 (代表)	
性犯罪被害に関する相談	性犯罪被害相談電話 ハートさん ☎ #8103(プッシュ回線) ※#8103が使用できない電話機からは0120-83-8103	24時間 ※発信地を管轄する各都道府県警察の性犯罪相談窓口につながります。 ※ただし、埼玉県警察では月～金曜日 8:30～17:15(祝休日・年末年始除く)以外の時間は、警察本部の当直勤務員が対応します。
警察業務に関する各種相談、意見・要望等	けいさつ総合相談センター ☎ #9110(プッシュ回線) ※#9110が使用できない電話機からは048-822-9110	24時間 (夜間及び土曜日・日曜日・祝日・年末年始は当直による電話対応となります。)
電車内の痴漢被害に関する相談	痴漢被害相談所(鉄道警察隊) ☎ 048-641-0599	24時間
少年相談(非行やいじめ、犯罪被害等の少年問題に関する心理面の相談)	少年サポートセンター 「保護者等用」 ☎ 048-865-4152 ----- 「少年用(ヤングテレホンコーナー)」 ☎ 048-861-1152	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:15

相談窓口一覧

② 他機関・民間

※ 最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
犯罪被害に関する相談	公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター なやみゼロ ☎ 048-865-7830	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:00
精神科医・産婦人科医の紹介	※前記開設時間をのぞく7:30～22:00(年末年始以外毎日開設)は、 「犯罪被害者等電話相談0570-783-554」 において対応します。	
法律相談・カウンセリング(予約制)		
性暴力被害に関する相談(電話・面接)	性暴力等犯罪被害専用電話 アイリスホットライン 彩の国 やさしい ☎ 0120-31-8341	24時間365日開設
付添い支援	〈全国共通短縮ダイヤル〉 ☎ #8891 ※一部IP電話などフリーダイヤル及び #8891が使用できない電話機からは やさしい ☎ 048-839-8341	
弁護士による法律相談		
(緊急避妊措置、 性感染症検査などの 医療的な支援、 精神科の受診)	〈Web(メール)相談受付〉 https://www.svsc8080.jp/iris/ 〈オンライン相談・面接(Zoom)〉 ※事前に要相談	

相談窓口一覧

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
性感染症・エイズ についての相談	埼玉県エイズ Hotline ☎ 048-764-3030	月・金曜日 (祝休日・年末年始除く) 10:00~16:00
各種公的援助制度 に関する情報提供 ・助言	埼玉県防犯・交通安全課(分室) 犯罪被害者支援担当 ☎ 048-710-5036	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30~17:15
生活上の困りごと に関する情報提供 ・助言		
市町村・関係機関 との連絡・調整		
県営住宅の期限付 き入居等の調整		
被害者等通知制度 被害者参加制度 優先傍聴等	さいたま地方検察庁 刑事政策総合支援室 被害者 Hotline ☎ 048-863-2298	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00~17:00
刑事事件の記録の 閲覧・コピー 損害賠償命令制度等	さいたま地方裁判所 刑事訟廷事務室 ☎ 048-863-8692	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30~17:00
少年事件の記録 の閲覧・コピー 意見聴取制度 審判結果等の 通知等	さいたま家庭裁判所 少年部(本庁) ☎ 048-863-4953	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30~17:00

相談窓口一覧

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
少年審判後の被害者等通知制度等 心情等聴取・伝達制度	さいたま少年鑑別所 ☎ 048-864-5858	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:00
少年審判後の被害者等通知制度 医療観察法における情報提供等	さいたま保護観察所 被害者相談窓口 ☎ 048-861-8843	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:00
検察審査会への審査申立て	さいたま第一検察審査会 事務局 ☎ 048-863-8714	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 8:30～17:00
被害者参加旅費等支給 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介 被害者参加事件の国選弁護士選定請求の受付	日本司法支援センター (法テラス) 〈犯罪被害者支援ダイヤル〉 ☎ 0120-079714 〈法的トラブル等に関する情報提供〉 ☎ 0570-078374 ※固定電話からは全国一律3分9.35円(税込)	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜・祝休日・年末年始除く)
被害者参加、示談・損害賠償、その他犯罪被害者に関する法律相談全般	埼玉弁護士会 犯罪被害者支援センター ☎ 048-837-8760	水曜日 13:00～16:00 毎月第1・第3水曜日 18:00～20:00 (祝休日・年末年始除く)

相談窓口一覧

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
保護者又は本人が 犯罪に遭遇し、学資 の支弁が困難にな った家庭のお子様 (高校生以上)への 奨学金の給付	日本財団 まごころ奨学金 ☎ 03-6229-5111 (代表)	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:00
犯罪被害により死 亡又は重障害を負 った方の子弟(小学 校入学3年前から) への奨学金の給与 及び犯罪被害者等 への支援金の給付	公益財団法人 犯罪被害救援基金 ☎ 03-5226-1020	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:30～18:00

MEMO :

相談窓口一覧

③ 交通事故関係

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
交通事故に関する賠償額の算定の仕方、保険金の請求方法、示談の仕方、訴訟・調停の活用方法など	埼玉県交通事故相談所 ☎ 048-830-2963	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～17:00 ※相談受付は16:30まで
交通事故に関する損害保険についての相談 損害保険会社に対する苦情の受付や紛争解決の支援	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎ 0570-022808 (ナビダイヤル全国共通、 通話料有料) 又は03-4332-5241	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:15～17:00
交通遺児等生活資金無利子貸付 交通遺児友の会の活動 自動車事故で重度の後遺障害を負われた方への介護料の支給	独立行政法人 自動車事故対策機構 NASVA(ナスバ)埼玉支所 ☎ 048-824-1945	月～金曜日及び 第1・3土曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～11:45 12:45～16:00 ※ただし土曜日開業した 翌週の月曜日は振替休業
交通遺児育成基金事業	公益財団法人 交通遺児等育成基金 ☎ 0120-16-3611	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:00

相談窓口一覧

相談内容	相談窓口・電話番号	相談時間
交通事故で死亡又は重い後遺障害のため、働けなくなった家庭のお子様たちに対する奨学金の貸与・給付	公益財団法人 交通遺児育英会 ☎ 0120-521286	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:30
交通事故に関する相談	一般財団法人 埼玉県交通安全協会 ☎ 048-824-3050	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
NEXCO東日本・中日本・西日本が管理する高速道路上の交通事故で死亡した方のお子様で経済的に修学困難な高校生等への給付	一般財団法人 道路厚生会 ☎ 03-6674-1761 https://www.douro-kouseikai.org/	月～金曜日 (祝休日・年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～17:00
交通事故により死亡又は重い障害を負った保護者に養育されている児童又は生徒を対象に援護金及び援護一時金を給付	埼玉県交通安全対策協議会 ☎ 048-825-2011 埼玉県防犯・交通安全課 ☎ 048-830-2955 交通事故被害者のご家族への援護制度のご案内 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/soudankyuhu/koutuuengoseido.html	月～金曜日及び (祝休日・年末年始除く) 9:00～16:00

相談窓口一覧

④ 市町村犯罪被害者支援総合的対応窓口

生活相談、福祉・医療サービスの案内などの支援が受けられます。

※ 最新の情報は各機関のホームページ等でご確認ください

※ 月～金曜日(祝休日・年末年始除く)

8:30～17:15 (但し、吉川市は17:00まで)

地区区分	市町村名	総合的対応窓口	電話番号
南 部	川 口 市	危機管理部防犯対策室	048-242-6361
	蕨 市	安全安心課	048-433-7745
	戸 田 市	市民生活部くらし安心課	048-441-1800 内線 262
南西部	朝 霞 市	危機管理室	048-463-1788
	志 木 市	市民生活部市民活動推進課	048-473-1111 内線 2095
	和 光 市	危機管理室	048-464-1111 内線 2386
	新 座 市	危機管理室	048-423-0978
	富士見市	協働推進部協働推進課	049-252-7121 (代表)
	ふじみ野市	市民生活部市民総合相談室	049-262-9025
	三 芳 町	自治安心課	049-258-0019 (代表)
東 部	春日部市	市民生活部くらしの安全課	048-736-1126
	草 加 市	市民生活部くらし安全課	048-922-3607
	越 谷 市	市民協働部くらし安心課	048-963-9185
	八 潮 市	生活安全部交通防犯課	048-996-2111 内線 308
	三 郷 市	市民生活部生活安全課	048-930-7724
	吉 川 市	市民生活部危機管理課	048-940-1072
	松 伏 町	総務課	048-991-1895
	さいたま市	市民局市民生活部市民生活安全課	048-829-1213
県 央	鴻 巣 市	市民生活部自治振興課	048-541-1321 内線 3115
	上 尾 市	市民生活部交通防犯課	048-775-5138
	桶 川 市	環境経済部安心安全課	048-788-4927
	北 本 市	市民経済部くらし安全課	048-594-5522
	伊 奈 町	危機管理課	048-721-2111 内線 2283
	川 越 市	市民部防犯・交通安全課	049-224-5721
川越比企	東松山市	市民生活部人権市民相談課	0493-21-1416
	坂 戸 市	総務部防災安全課	049-283-1331 (代表)
	鶴ヶ島市	市民生活部生活環境課	049-271-1111
	毛呂山町	生活環境課	049-295-2112 内線 173
	越 生 町	総務課	049-292-3121 (代表)
	滑 川 町	総務政策課	0493-56-2211 内線 127
	嵐 山 町	地域支援課	0493-62-0716

地区区分	市町村名	総合的対応窓口	電話番号
	小川町	防災地域支援課	0493-72-1221(代表)
	川島町	総務課	049-299-1753
	吉見町	自治財政課	0493-54-1515
	鳩山町	総務課	049-296-1214
	ときがわ町	総務課家庭相談支援センター	0493-66-0222
	東秩父村	総務課	0493-82-1221(代表)
西部	所沢市	市民部防犯交通安全課防犯対策室	04-2998-9090
	飯能市	市民生活部生活安全課	042-973-2126
	狭山市	市民部市民相談課	04-2937-5843
	入間市	危機管理安全部市民安全課	04-2964-1111
	日高市	総務部危機管理課	042-989-2111(代表)
利根	行田市	市民生活部地域活動推進課	048-556-1111(代表)
	加須市	環境安全部交通防犯課	0480-62-1111
		内線271・272	
	羽生市	総務部地域振興課	048-561-1121(代表)
	久喜市	市民部市民生活課	0480-22-1111
	蓮田市	総合政策部危機管理課	048-765-1734
	幸手市	市民生活部くらし防災課	0480-43-1111(代表)
	白岡市	総務部安心安全課	0480-92-1111内線372
	宮代町	総務課人権推進室	0480-34-1111内線210
	杉戸町	危機管理課	0480-33-1111(代表)
北部	熊谷市	市民部安心安全課	048-524-1386
	本庄市	市民生活部危機管理課	0495-25-1184
	深谷市	協働推進部人権政策課	048-574-6643
	美里町	介護福祉課	0495-76-5132
	神川町	総務課	0495-77-2114
	上里町	町民福祉課	0495-35-1224
	寄居町	人権推進課	048-581-2121(代表)
	秩父市	市民部市民生活課	0494-26-1133
秩父	横瀬町	総務課	0494-25-0111(代表)
	皆野町	総務課	0494-62-1231
	長瀬町	総務課	0494-69-1110
	小鹿野町	住民生活課	0494-75-4170

(令和6年10月改訂)

MEMO :

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.